

令和2年（2020年）第2回町田市議会 定例会 建設常任委員会

忠生土地区画整理事業保留地補修費損害賠償金に係る訴訟の終結について

1. 概要

忠生土地区画整理事業保留地補修費損害賠償金に係る訴訟が終結し、町田市の勝訴が確定した。

2. 訴訟の当事者

原告 町田市

被告 忠生土地区画整理事業区域内従前地所有者（現在アメリカ在住）

3. 訴訟の目的

忠生土地区画整理事業保留地補修費損害賠償金として、被告に対し9,207,656円の支払いを求める。

4. 経過

2010年12月 忠生土地区画整理事業の保留地において陥没が発生
2011年 9月 被告の所在を確知できず市が、代理で工事を施工
2016年 1月 被告の所在を確知し、補修工事費等を請求
2017年10月 横浜地方裁判所相模原支部へ訴訟提起

5. 判決確定日

2019年12月3日（判決連絡日：2020年2月17日）

6. 判決の主文

被告は、原告に対し9,207,656円及び、これに対する2019年3月10日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで年5分の割合を支払え。

7. 被告への対応

被告に対し、納期を2020年3月31日とし賠償金の請求をしたが、納付がされていない。引き続き、被告と交渉を続ける。